

平成14年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	平成14年12月11日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年12月16日 午前10時00分
	閉 会	平成14年12月16日 午後 6時43分

1 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 19名 欠席議員 0名					

1 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教委生涯 学習課長	松浦正之
助役	大沼隆		
収入役	黒田庄司	監査事務局長	阿野幸男
総務課長	田辺正保	農委事務局長	農政課長兼務
行財政課長	斉藤健一	教委体育 振興課長	澤向邦夫
まちづくり 推進課長	福田美樹夫		
税務課長	大野榮司	水道課長	山崎国雄
町民課長	久保一将	病院事務長	大野繁嗣
保健福祉課長	古川福一	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
環境政策課長	松澤武夫		
農政課長	西野清	デイサービス センター施設長	玉田勝幸
水産課長	小倉利一		
商工観光課長	高根行晴		
建設課長	北村誠		
監査委員	今村實		
教育長	富澤泰		
教委管理課長	柿崎修一		

1 会議録署名議員

11番	谷口弘		
12番	高島一美		

1 会期

12月11日から12月16日までの6日間(休会2日間)

1 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1 議事の顛末
別紙のとおり

議 長	<p>ただいまより、平成14年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻 10時00分</p>
議 長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番谷口議員、12番高島議員を指名いたします。</p>
議 長	<p>予算審査特別委員会開会のために、本会議を休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">休憩時刻 10時01分</p>
議 長	<p>本会議を再開いたします。 再開時刻 15時40分</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま議会運営委員長より報告の申し出がなされております。</p> <p>これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。</p> <p>3番、田宮委員長。</p>
3 番	<p>先ほど午後3時から議会運営委員会を開会いたしました。</p> <p>本日の議事の進め方について協議をいたしました。</p> <p>本日は、会議時間を延長して全日程は修了するまで審査をするということにいたしましたので、ご報告を申し上げます。</p>
議 長	<p>委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。</p> <p>ここで、会議時間の延長を行います。</p> <p>本日の会議時間はただいまの議運委員長報告のように、議事日程にあります案件</p>

の審査が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 15時41分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 18時13分

議長 日程第2、議案第95号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算から議案第104号 平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上10件を一括議題といたします。

本10件の審査については、平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般審査結果の報告が委員長から出されております。

委員長からの報告を求めます。

10番、室崎委員長。

10番 本予算審査特別委員会に付託されました議案第95号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算など10件の審査につきましては、13日から本日までの2日間、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

議長 初めに、議案第95号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長 ご異議がありますので、これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りをいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成14年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成14年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成14年度厚岸町きこ菌床センター事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 101号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 102号 平成14年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 103号 平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 104号 平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、意見書案第14号 北海道森林管理局帯広分局と帯広森林技術センターの存続を求める要望意見書を議題といたします。

ここで字句の訂正を局長にさせます。

議会事務局長 貴重な時間大変申しわけございません。意見書の本文の方ですけれども、上から15行目「弱と育成途上の膨大な人口林を抱え」という文章なのですが、この人工林の工が「口」になっております。これを工場の「工」に片仮名のエのような、工に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。よろしく申し上げます。

議長 職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議長 提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

16番、音喜多議員。

16番 ただいま上程いただきました意見書案第14号 北海道森林管理局帯広分局と帯広森林技術センターの存続を求める要望意見書案について、提出者の私から少し補足説明をさせていただき、議員各位の賛同を心からお願い申し上げる次第でございます。

時間も経過しておりますので、簡略にせいということが言われておりますが、実は国は、平成10年に国有林林野事業改善特別措置法を成立させ、それに基づいて現在改善計画を進行中でございます。その中に道東で中心的役割を果たしてきました森林管理局帯広分局の廃止と、技術センターがこのままでいくと平成15年をもって廃止統合される旨の計画案が盛り込まれております。このことから、政府与党農政協議会の確認を尊重して、この道東の森林拠点である帯広管理局、帯広分局と、同技術センターの存続を求め提案するものでございます。

この問題に関し木材産業を中心とする産業界は危機的意識を持って現在取り組まれておりますが、議員各位の特段のご理解と賛同をお願いし、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第4、意見書案第15号 学校事務職員・栄養職員をはじめ、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持を求める要望意見を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読(朗読内容省略)

議 長 提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。
10番、室崎議員。

10 番 ただいま上程いただきました本意見書につきましては、ただいま朗読をいただきました意見書の本文並びに本議会における論議により、内容は尽くされておりますので、あえて多言を申しません。

なお、一言つけ加えますれば、国家百年の計の根幹をなすこの国の義務教育に関しましては、国の手厚い配慮が必要であると考えるのは私のみならず、本議会の各位においても同じことと存じます。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第5、意見書案第16号 北朝鮮の拉致問題の解決に関する要望意見書を議題
といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議 長 提出者であります谷口議員に、提案理由の説明を求めます。

11番、谷口議員。

1 1 番 ただいま上程されました意見書案第16号 北朝鮮の拉致問題の解決に関する意見
書案について、貴重な時間審議を煩わすわけではありますが、どうか本意見書の意を
お酌み取りいただきまして、ご採択いただきますようお願いいたします。

提案理由につきましては、意見書案のとおりであります。この問題については、
早くからその疑惑について国会でも取り上げられておりましたし、交渉ルートがな
い中で、9月17日に小泉総理大臣の訪朝、国交正常化交渉の中で、拉致問題が明ら
かになり、その後5人の拉致被害者の帰国が実現をいたしました。北朝鮮による日
本人拉致事件は、絶対に許すことのできない国家犯罪でありますし、北朝鮮が拉致
を事実として認めたのは、真相解明のまだ第一歩ですが、それで済むものではありません。
他にも拉致されたと言われる人がいないのか、責任者はだれなのか、拉致
された人たちがどんな扱いを受けてきたのか、疑惑の解明と真相の解明を全面的に
求めるものであります。

また、この問題を引き起こした責任者を厳しく処罰し、被害者への謝罪と補償を
きちんとするよう政府が取り組むよう強く要望し、拉致問題、核開発問題解決のため、
この意見書を採択されますよう議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げま
して、提案理由の説明といたします。

よろしくようお願いいたします。

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長

日程第6、意見書案第17号 季節労働者の雇用と冬期援護制度の存続・改善等と、失業対策の拡充を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長

職員の朗読(朗読内容省略)

議 長

提出者であります稲井議員に提案理由の説明を求めます。

1番、稲井議員。

1 番

意見書案第17号 季節労働者の雇用と冬期援護制度の存続・改善等と、失業対策の拡充を求める要望意見書について提案理由の説明を行います。

北海道の雇用の現状は、ただいま事務局で朗読した意見書の内容のような状況になっております。建設、土木関係の職場で働く労働者は、以前から冬期間は仕事が少なく、国の冬期援護制度に頼ることが多かったわけですが、最近は夏場でも働く場所が減ってきて、労働者の苦境はもとより、建設、土木関係の業者においても、深刻な影響となつてきております。

このような状況を改善するために、期限切れが迫っている冬期援護制度を延長して存続すると同時に、冬期間の雇用確保や失業対策のため、各種の制度改善、拡充し、さらに公共事業は雇用の効果の高いものへと切りかえを図るよう国に対して意見書を提出しようとするものです。

議員各位には特段のご理解とご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたさせていただきます。

議 長

これより質疑を行います。

(なし)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

 よって、本案は原案のとおり決しました。

 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第7、意見書案第18号 季節労働者の雇用と冬期援護制度の存続・改善等と、失業対策の拡充を政府に働きかけを求める要望意見を議題といたします。

 本件はさきの意見書案第17号と同様の文書につき、職員の朗読を省略します。

 提出者であります稲井議員に提案理由の説明を求めます。

 1番、稲井議員。

1 番 意見書案第18号について提案理由を申し上げます。

 本意見書はさきの意見書案第17号と同じく、季節労働者の雇用と、冬期援護制度の存続・改善及び失業対策の拡充を求める内容で、文面もほとんど同じですが、17号が国に要望するのに対し、本意見書は特に厳しい雇用の状況にある北海道に対して国への働きかけを求める内容となっております。要望実現のため、北海道と足並みをそろえて、行動しようとするものです。議員各位にはさきの意見書案第17号と同様のご賛同をお願い申し上げまして、大変簡単ですが提案理由の説明とさせていただきます。

 よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑を行います。

 （な し）

議 長 なければ質疑を終わります。

 お諮りいたします。

 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

 よって、本案は原案のとおり決しました。

 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第8、各常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会及び産業建設常任委員会が、閉会中に実施した町内における所管事務調査の報告書が今般委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

議 長 日程第9、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

よって、平成14年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会時刻 18時43分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年12月16日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議 長 | ただいまより、平成14年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
開会時刻10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番谷口議員、12番高島議員を指名いたします。

議 長 | 予算審査特別委員会開会のために、本会議を休憩いたします。
休憩時刻10時01分

議 長 | 本会議を再開いたします。再開時刻15時40分
お諮りいたします。
ただいま議会運営委員長より報告の申し出がなされております。
これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。
よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。
3番、田宮委員長。

3 番 | 先ほど午後3時から議会運営委員会を開会いたしました。
本日の議事の進め方について協議をいたしました。
本日は、会議時間を延長して全日程は修了するまで審査をするということにいたしましたので、ご報告を申し上げます。

議 長 | 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
ここで、会議時間の延長を行います。
本日の会議時間はただいまの議運委員長報告のように、議事日程にあります案件

の審査が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 15時41分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 18時13分

議長 日程第2、議案第95号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算から議案第104号 平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上10件を一括議題といたします。

本10件の審査については、平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般審査結果の報告が委員長から出されております。

委員長からの報告を求めます。

10番、室崎委員長。

10番 本予算審査特別委員会に付託されました議案第95号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算など10件の審査につきましては、13日から本日までの2日間、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

議長 初めに、議案第95号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長 ご異議がありますので、これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りをいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成14年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成14年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 100号 平成14年度厚岸町きこの菌床センター事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 101号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 102号 平成14年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 103号 平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 104号 平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、意見書案第14号 北海道森林管理局帯広分局と帯広森林技術センターの存続を求める要望意見書を議題といたします。

ここで字句の訂正を局長にさせます。

議会事務局長 貴重な時間大変申しわけございません。意見書の本文の方ですけれども、上から15行目「弱と育成途上の膨大な人口林を抱え」という文章なんです、この人工林の工が「口」になっております。これを工場の「工」に片仮名のエのような、工に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。よろしく申し上げます。

議長 職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議長 提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

16番、音喜多議員。

16番 ただいま上程いただきました意見書案第14号 北海道森林管理局帯広分局と帯広森林技術センターの存続を求める要望意見書案について、提出者の私から少し補足説明をさせていただきます、議員各位の賛同を心からお願い申し上げる次第でございます。

時間も経過しておりますので、簡略にせいということが言われておりますが、実は国は、平成10年に国有林林野事業改善特別措置法を成立させ、それに基づいて現在改善計画を進行中でございます。その中に道東で中心的役割を果たしてきました森林管理局帯広分局の廃止と、技術センターがこのままでいくと平成15年をもって廃止統合される旨の計画案が盛り込まれております。このことから、政府与党農政協議会の確認を尊重して、この道東の森林拠点である帯広管理局、帯広分局と、同技術センターの存続を求め提案するものでございます。

この問題に関し木材産業を中心とする産業界は危機的意識を持って現在取り組まれておりますが、議員各位の特段のご理解と賛同をお願いし、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第4、意見書案第15号 学校事務職員・栄養職員をはじめ、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持を求める要望意見を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読(朗読内容省略)

議 長 提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。
10番、室崎議員。

10 番 ただいま上程いただきました本意見書につきましては、ただいま朗読をいただきました意見書の本文並びに本議会における論議により、内容は尽くされておりますので、あえて多言を申しません。

なお、一言つけ加えますれば、国家百年の計の根幹をなすこの国の義務教育に関しましては、国の手厚い配慮が必要であると考えるのは私のみならず、本議会の各位においても同じことと存じます。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第5、意見書案第16号 北朝鮮の拉致問題の解決に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議 長 提出者であります谷口議員に、提案理由の説明を求めます。

11番、谷口議員。

1 1 番 ただいま上程されました意見書案第16号 北朝鮮の拉致問題の解決に関する意見書案について、貴重な時間審議を煩わすわけではありますが、どうか本意見書の意をお酌み取りいただきまして、ご採択いただきますようお願いいたします。

提案理由につきましては、意見書案のとおりであります。この問題については、早くからその疑惑について国会でも取り上げられておりましたし、交渉ルートがない中で、9月17日に小泉総理大臣の訪朝、国交正常化交渉の中で、拉致問題が明らかになり、その後5人の拉致被害者の帰国が実現をいたしました。北朝鮮による日本人拉致事件は、絶対に許すことのできない国家犯罪でありますし、北朝鮮が拉致を事実として認めたのは、真相解明のまだ第一歩ですが、それで済むものではありません。他にも拉致されたと言われる人がいないのか、責任者はだれなのか、拉致された人たちがどんな扱いを受けてきたのか、疑惑の解明と真相の解明を全面的に求めるものであります。

また、この問題を引き起こした責任者を厳しく処罰し、被害者への謝罪と補償をきちんとするよう政府が取り組むよう強く要望し、拉致問題、核開発問題解決のため、この意見書を採択されますよう議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

よろしくようお願いいたします。

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長

日程第6、意見書案第17号 季節労働者の雇用と冬期援護制度の存続・改善等と、失業対策の拡充を求める要望意見を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長

職員の朗読(朗読内容省略)

議 長

提出者であります稲井議員に提案理由の説明を求めます。

1番、稲井議員。

1 番

意見書案第17号 季節労働者の雇用と冬期援護制度の存続・改善等と、失業対策の拡充を求める要望意見書について提案理由の説明を行います。

北海道の雇用の現状は、ただいま事務局で朗読した意見書の内容のような状況になっております。建設、土木関係の職場で働く労働者は、以前から冬期間は仕事が少なく、国の冬期援護制度に頼ることが多かったわけですが、最近は夏場でも働く場所が減ってきて、労働者の苦境はもとより、建設、土木関係の業者においても、深刻な影響となつてきております。

このような状況を改善するために、期限切れが迫っている冬期援護制度を延長して存続すると同時に、冬期間の雇用確保や失業対策のため、各種の制度改善、拡充し、さらに公共事業は雇用の効果の高いものへと切りかえを図るよう国に対して意見を提出しようとするものです。

議員各位には特段のご理解とご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたさせていただきます。

議 長

これより質疑を行います。

(なし)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

 よって、本案は原案のとおり決しました。

 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第7、意見書案第18号 季節労働者の雇用と冬期援護制度の存続・改善等と、失業対策の拡充を政府に働きかけを求める要望意見を議題といたします。

 本件はさきの意見書案第17号と同様の文書につき、職員の朗読を省略します。

 提出者であります稲井議員に提案理由の説明を求めます。

 1番、稲井議員。

1 番 意見書案第18号について提案理由を申し上げます。

 本意見書はさきの意見書案第17号と同じく、季節労働者の雇用と、冬期援護制度の存続・改善及び失業対策の拡充を求める内容で、文面もほとんど同じですが、17号が国に要望するのに対し、本意見書は特に厳しい雇用の状況にある北海道に対して国への働きかけを求める内容となっております。要望実現のため、北海道と足並みをそろえて、行動しようとするものです。議員各位にはさきの意見書案第17号と同様のご賛同をお願い申し上げまして、大変簡単ですが提案理由の説明とさせていただきます。

 よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑を行います。

 （な し）

議 長 なければ質疑を終わります。

 お諮りいたします。

 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

 よって、本案は原案のとおり決しました。

 なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第8、各常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会及び産業建設常任委員会が、閉会中に実施した町内における所管事務調査の報告書が今般委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

議 長 日程第9、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

よって、平成14年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会時刻 18時43分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年12月16日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員